

高齢者運転免許証自主返納助成制度について(案) 高齢免許返納者サポート制度

2023/7/10

1. 目的

- (1)メイン:市内公共交通の利用促進
- (2)サブ:早期の免許返納による交通事故防止

2. 制度概要

(1)路線バス

- ・民間バス事業者による高齢者対象の乗り放題券(以降「フリーパス」という。)の購入費を助成する。
- ・利用者(フリーパス購入者)に(仮称)フリーパス助成券を発行し、フリーパス購入時に助成券額を値引きし販売する。(その場で値引き)

(2)タクシー

- ・(仮称)タクシー助成券を発行し、タクシー利用時に助成券額を値引きする。(その場で値引き)

3. 対象者(全てに該当する方)

- ・申請日(※)の1年前までに運転経歴証明書を取得された方
 - ・運転経歴証明書交付日において、75才以上の方
 - ・運転経歴証明書交付日及び申請日において、流山市に住んでいる方
- ※申請日…本助成制度の利用申請をした日

4. 助成額

- ・路線バスフリーパス購入助成、タクシー利用助成それぞれ1人当たり10,000円(仮)程度を上限とする。(両方利用可)

※路線バスフリーパス助成券は1枚で、タクシー助成額と同額とする。タクシー助成券は以下の3案から1つに絞りたい。

案① 現行の福祉タクシー券と同額(→タクシーの運賃改定が今秋予定あり)

- ・720円/枚(上限額)×14枚=10,080円

案② 運賃改定後の福祉タクシー券見込み額(→タクシーの運賃改定に左右される)

- ・900円/枚(上限額)×12枚=10,800円

案③ 利用しやすい金額(→タクシーの運賃改定に左右されない)

- ・500円/枚(上限額)×20枚=10,000円

※いずれの案も、1回の乗車につき、利用可能枚数は1枚までとする。(数多く公共交通を利用してほしい)

5. 利用可能期間

- ・助成券発行日から1年(仮)経過する日(以降「利用期限」という。)までにフリーパスを購入又はタクシーを利用

6. 運用方法(路線バス)

利用者	事業者	流山市
①運転経歴証明書及び申請書を流山市に提出する		
		②利用者にフリーパス助成券を発行する
③高齢者対象のフリーパスの購入時にフリーパス助成券を提出する		
	④助成券の額を値引きした額でフリーパスを販売する	
	⑤月末締めで、購入者から受領したフリーパス助成券を流山市に提出する	
		⑥助成合計額(値引額)を事業者 に支払う

7. その他詳細事項(路線バス)

②フリーパス助成券発行時に利用者の氏名及び利用期限を明記する。→購入時に年齢確認書類の提示が必要なため、利用者本人であることが確認できる。利用可能期限の確認ができる。

8. フリーパス購入場所(路線バス)

1)京成バス

・松戸営業所 ・松戸駅西口

2)松戸新京成バス

・小金原案内所 ・松戸駅東口

3)東武バスセントラル

・柏駅 ・南柏駅 ・三郷駅 ・北千住駅 ・その他

9. 懸念点とその対応等(路線バス)

懸念点	対応・考え方
・市外でも利用可能	・市外での利用は問題ない
・事業者によって販売価格が異なる	・1人当たりの助成上限額を設ける
・対象者ではあるが、本制度を申請せずに、購入した場合	・今回の購入は助成制度対象にはならないが、次回購入のために申請をしてもらうよう伝える(申請期限・利用期限あり) ・警察署、免許センターに本制度の周知に協力をいただく
・助成制度によるパス購入者のバス利用回数が把握できない	・助成制度によるパス購入者の人数把握で十分である
・市内に販売所が無い	・京成バスは出張販売が可能である ・松戸新京成バスは欄外に記載(※1)(※2) ・東武バスは市内に販売所設置を検討する
・各社のフリーパス制度の廃止について	・通常の定期券の購入代にも利用可能とすることで対応可能(改廃・追加に対応可能な制度である)
・京成グループのフリーパスは販売期間が決まっている	・各社の販売ルールに沿って、購入してもらう

※1:フリーパスの種類によって、紙ベースのものと、IC付与のものがある。紙ベースのものであれば、出張販売は可能であるが、IC付与のものは出張販売不可。

※2:出張販売は京成グループとして実施してもらうのが現実的

10. 運用方法(タクシー)

利用者	事業者	流山市
① 運転経歴証明書及び申請書を流山市に提出する		
		② 利用者にタクシー助成券を発行する
【タクシー利用時】 ③ 支払いの際、身分証明書の提示し、タクシー助成券(1枚まで)を運転手に渡す		
	④ 助成券の額を値引きした額を利用者に請求する(※)	
	⑤ 月末締めで、利用者から受領したタクシー助成券を流山市に提出する	
		⑥ 助成合計額(値引額)を事業者を支払う

※請求額・・・以下の事項について協議し、1つに絞りたい。

① 送迎回送料の扱いについて、福祉タクシーは定額制の送迎回送料は除いている。同様の扱いにするか、送迎回送料を除かないか。

11 その他詳細事項(タクシー)

② タクシー助成券発行時に利用者の氏名及び利用期限を明記する。

③ 福祉タクシーと同様、1回の乗車につき、1枚までの利用とする。

④-1 福祉タクシーと同様、助成券額未満の時は、おつりは出さない。

④-2 領収書は、本制度による値引き後の料金で発行する。

④-3 本助成制度以外の割引制度との併用について

併用可・・・「千葉県タクシー協会の障害者割引(※1)」「新型コロナワクチン接種のためのタクシー料金の助成(※2)」

併用不可・・・「流山市福祉タクシー(※3)」(→福祉タクシーが他の割引券との併用を考慮していない。・数多く公共交通を利用してほしい。)

※1:千葉県タクシー協会の障害者割引・・・身体障害者手帳等を提示した場合、10%値引き。(その場で値引き)

※2:新型コロナワクチン接種のためのタクシー料金の助成・・・領収書を基に利用者が後精算するもの。

※3:流山市福祉タクシー・・・タクシー券を提示した場合、90%値引き。(その場で値引き)

12. 利用可能タクシー事業者

市内鉄道駅に配車しているタクシー事業者(マタニティタクシー利用助成制度と同じ)

- (1) 流山タクシー有限会社
- (2) 富士タクシー有限会社
- (3) 有限会社新登交通
- (4) ARM TAXI株式会社
- (5) エミタスタクシー柏株式会社
- (6) 京成タクシーあたご株式会社
- (7) 丸川タクシー有限会社
- (8) 飛鳥交通千葉株式会社柏営業所
- (9) 山口タクシー
- (10) 湯原タクシー

13. 懸念点とその対応等(タクシー)

懸念点	対応・考え方
・流山市福祉タクシーとの混在	・助成券の色を変えることで対応 ・併用不可とする
・利用可能タクシーが限定されている	・限定することは、メインの目的に沿っている ・助成券の裏面に利用可能タクシー事業者名を記載する

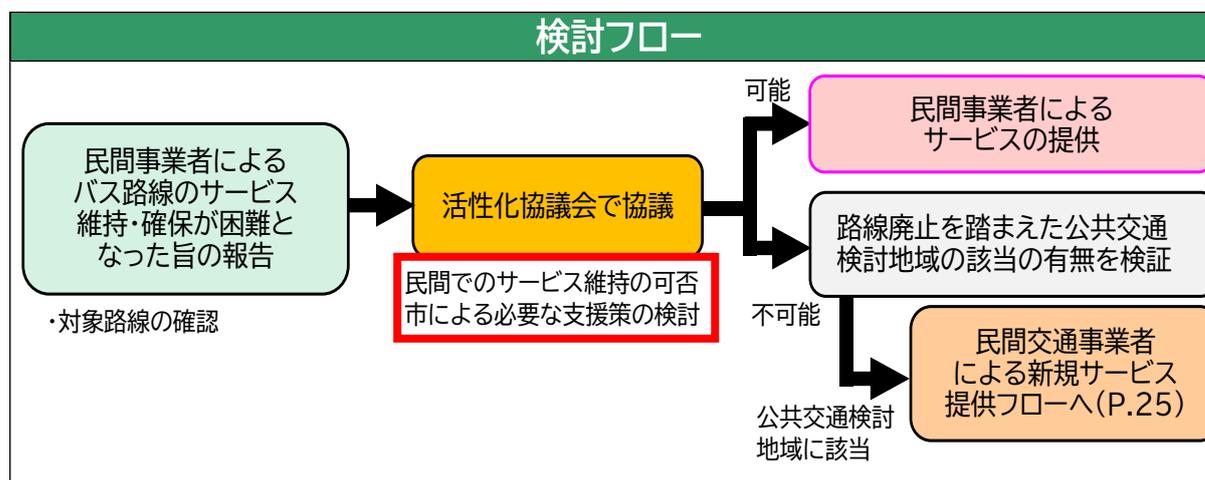
公共交通の維持（民間事業者への補助）について

1. 目的

新型コロナウイルス感染症や世界的な物価高騰の影響を受け、市内においてもバス路線の維持ができない路線がでてきている。

今回、京成バス株式会社から令和5年6月6日に流01、流02路線について令和5年12月末をもって廃止したい旨の報告があった。

地域公共交通計画（p24）において市内基幹的路線の減便や廃止、市内準基幹的路線・地域間路線の廃止がある場合は、サービス・維持確保の検討対象となっていることから、流山市地域公共交通活性化協議会（以下「活性化協議会」という）にて、民間でのサービス維持の可否、市による必要な支援策の検討等を活性化協議会で進めることとなっている。



市による必要な支援策の検討

- ① 路線の廃止予定日から1年以内の運行経費の赤字分を補填
 - ② 代替手段の決定・導入がされるまでの運行経費の赤字分を補填
- ①②の支援策を実施する間に、活性化協議会で必要となるその他の代替手段の検討を図る。

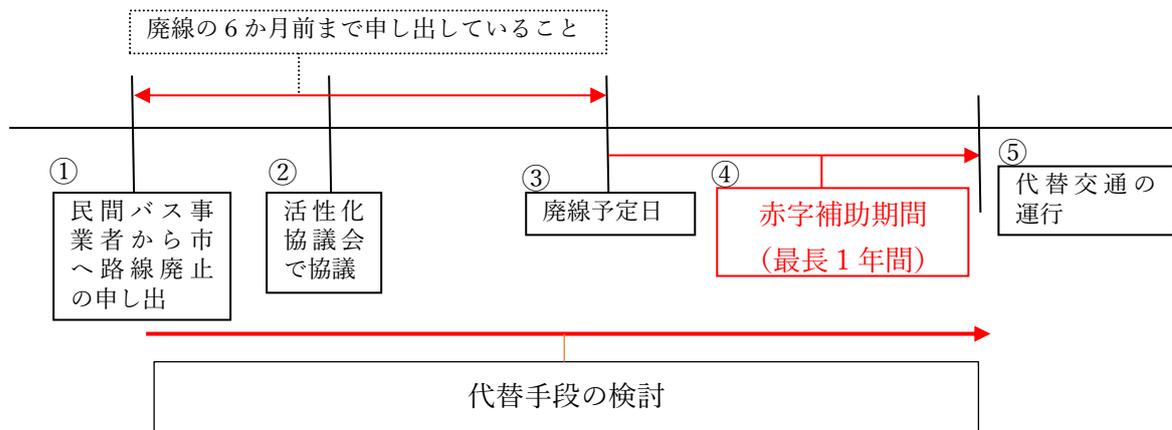
2. 補助の条件等

- ① 流山市地域公共交通計画に定める基幹的路線、準基幹的路線、地域間路線であること。
- ② 赤字路線であること。
- ③ 活性化協議会にて廃線予定が報告されていること。
- ④ 地域間路線は市内を運行する割合を算出し、市内運行分の赤字を補填する。
(地域間路線の場合は他自治体の支援も考えられる)
- ⑤ 補助の回数は1路線につき1回までとする。
- ⑥ 事業者独自に需要喚起や経費節減に関する取り組みを行ってきたこと。

3. 補助内容

- ① 路線の廃止予定日から1年間
- ② 活性化協議会にて代替手段等が検討され、運行開始されるまでの期間
- ① か②のどちらか短い期間の赤字額を補助する。

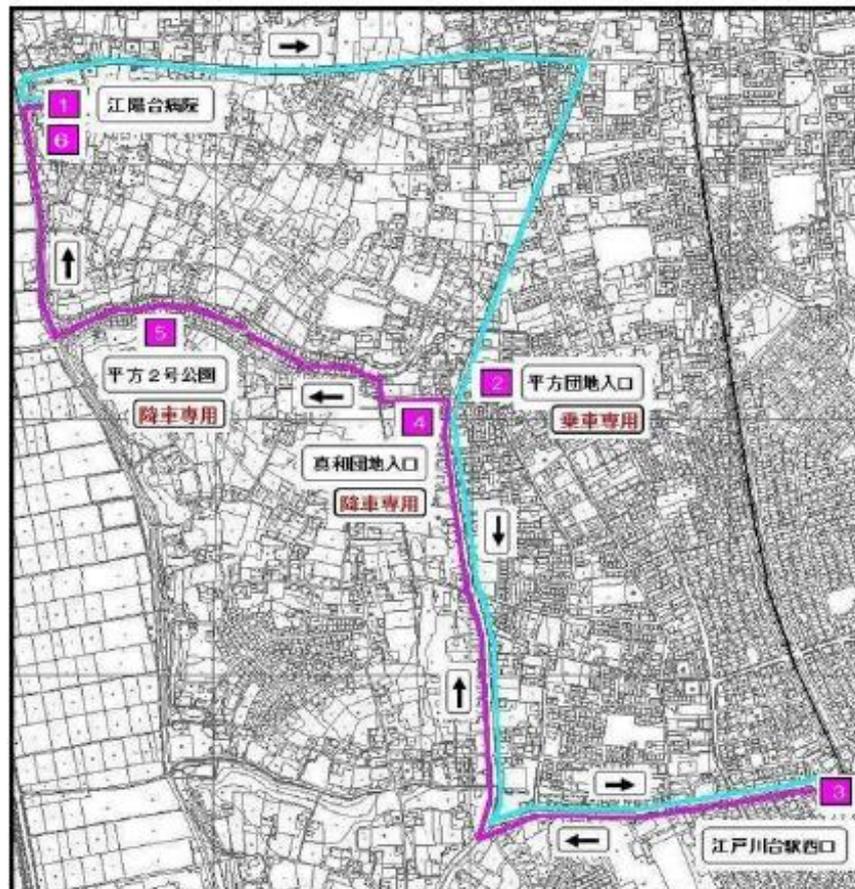
(補助等スケジュール)



地域組織の立ち上げがあった地域の公共交通の検討について

1. 真和団地の公共交通の検討について

令和5年度第1回協議会にて、「真和自治会にぐりーんバスを通す会」の代表から真和団地に公共交通の導入の検討について話があったところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて中止していた江陽台病院の病院バスが再開し、高齢者移動支援バスとして利用できるようになったことから、真和団地の公共交通について継続的に検討をするものの早急の検討事項ではなくなった。



(参考)江陽台病院バス経路

2. 八木南団地地域組織の立ち上げについて

令和5年6月26日に新たに八木南団地自治会地域公共交通検討委員会が地域組織として立ち上げされた。

→公共交通検討地域に該当（流山市地域公共交通計画 p 4 参照）のため、代替手段の検討フロー（流山市地域公共交通計画 p 3 2 参照）へ

地域公共交通導入検討理由

- ・流山市の中でも交通の利便性が悪い
- ・路線バスのダイヤが改正され、経路の廃止、減便が発生した
- ・柏駅に向かう路線のみで、流山市内に向かう足がない



3. 八木南団地デマンドタクシーの検討について

① 地域が要望している公共交通

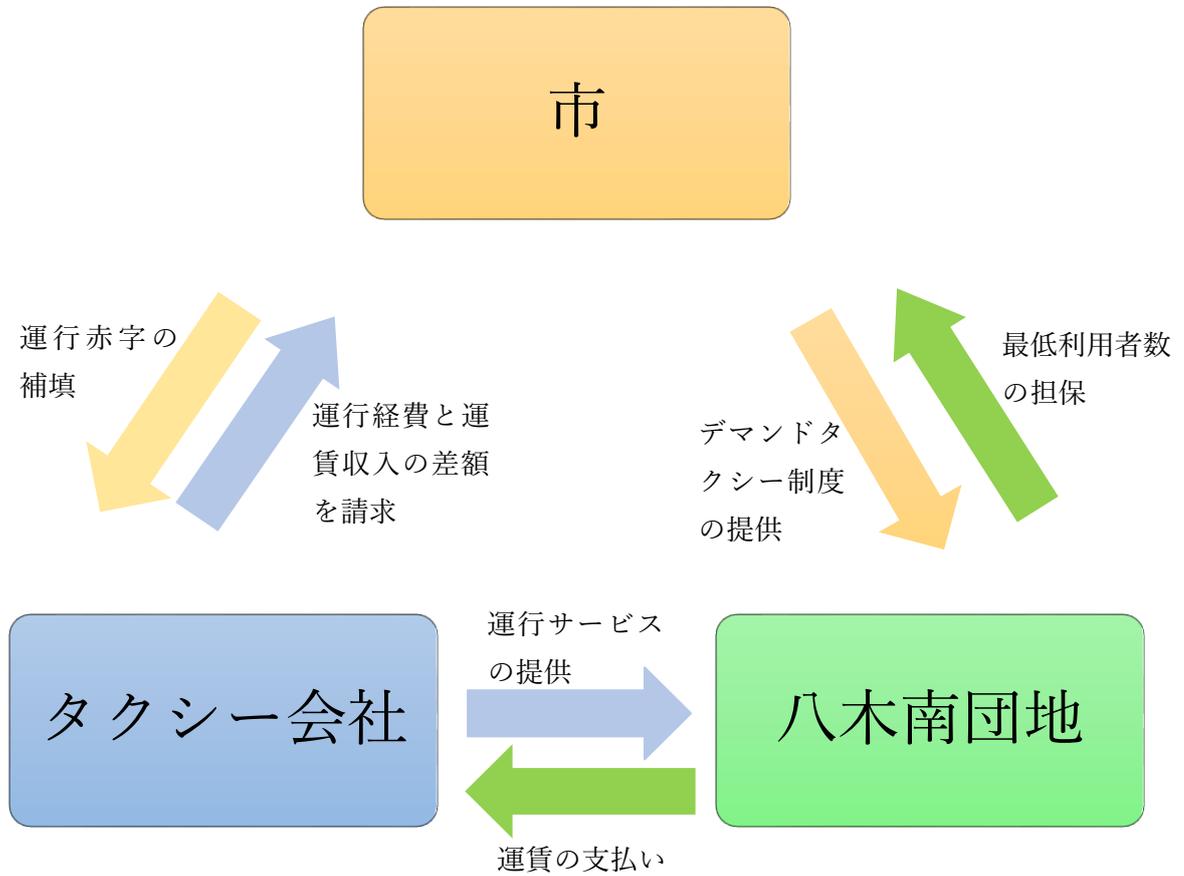
→デマンドタクシーを要望

主な目的：高齢者の足の確保

目的地：病院、駅

運行計画案を地域組織が作成し、事務局と協議

② 運行スキーム



4. 今後のスケジュール

次回協議会にて八木南団地自治会地域公共交通検討委員会から地域組織立ち上げについて報告。

導入計画案について事務局と協議し、活性化協議会へ提出。

八木南団地デマンドタクシー運行計画(案)

1. 運営主体
タクシー事業者
2. 運行方式
区域運行(A地区B地区のポイント設定)
3. 車両サイズ
セダン型タクシー(通常業務と兼用)
利用定員 3 名
4. 利用対象者
制限なし
※予約は必須
5. 利用者登録
なし
6. 運行エリア
起点:八木南団地自治会館前
A地区:流山セントラルパーク駅(東葛病院)
南流山駅
愛友会記念病院

B地区:豊四季駅
スーパーベルクス
おおたかの森病院
7. 運行日
週 2 回(火曜日、木曜日)
8. 運行時間
10 時~16 時(6 時間)

9. 運行コース

A地区

八木南自治会館→流山セントラルパーク駅→南流山駅→愛友会記念病院→八木南自治会館

B地区

八木南自治会館→豊四季駅→スーパーベルクス→おおたかの森病院→八木南団地

10. 運行便数

1コースにつき4～5便/日

11. 運行ダイヤ

基本ダイヤあり
(別紙時刻表)

12. 運賃

1乗車 1人500円均一

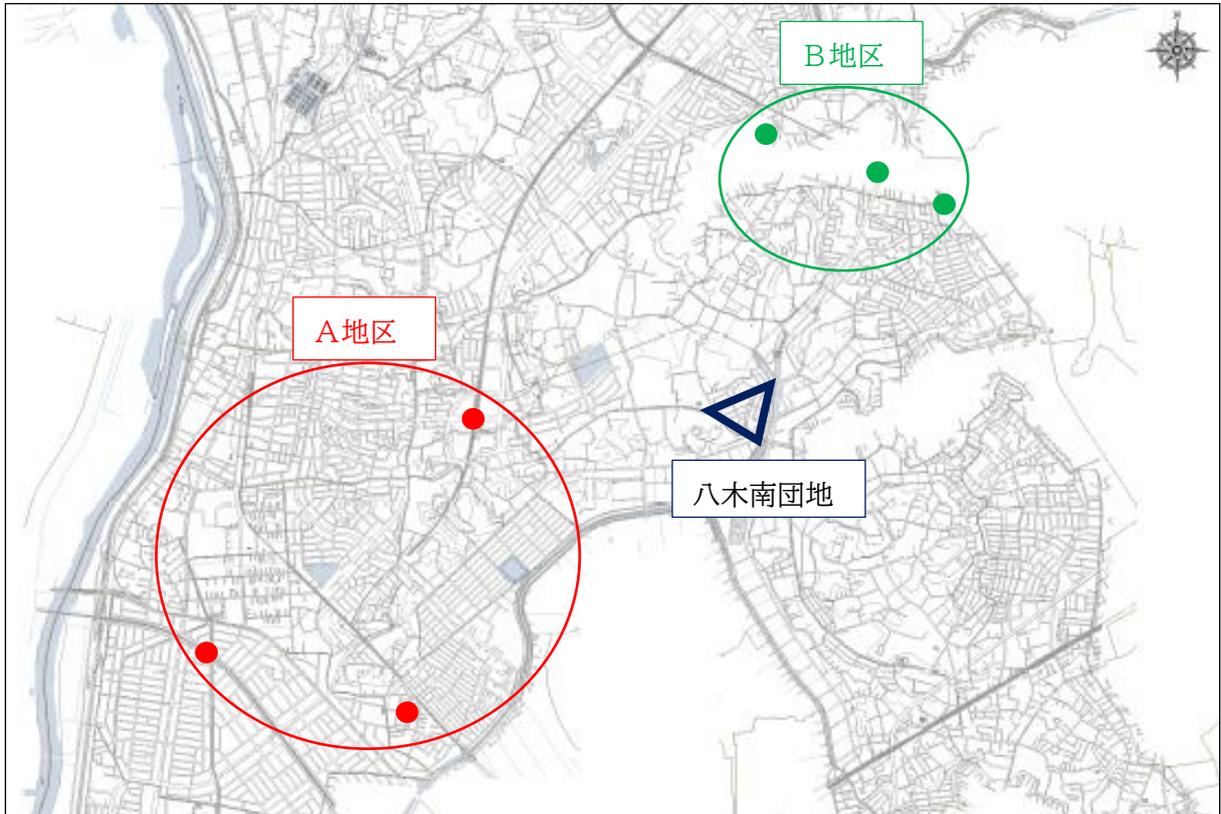
13. 予約期限

当日起点出発時刻の1時間前まで

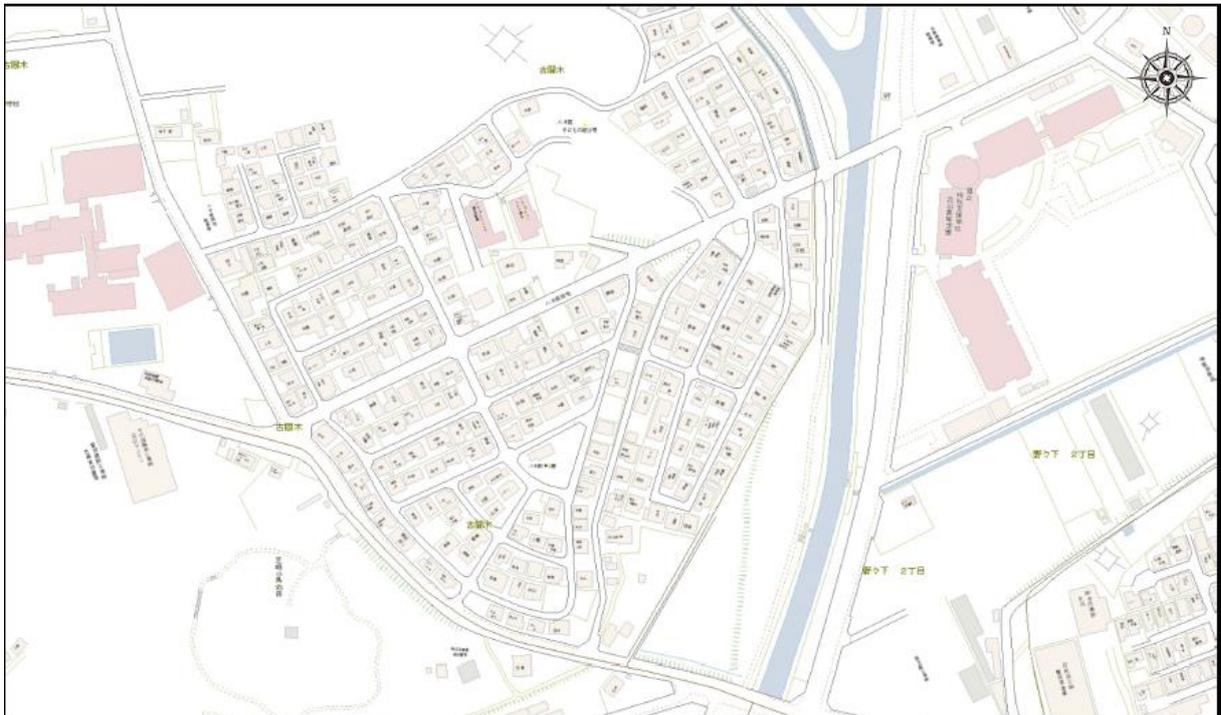
14. 予約方法

タクシー業務兼務

【運行区域図】



八木南団地



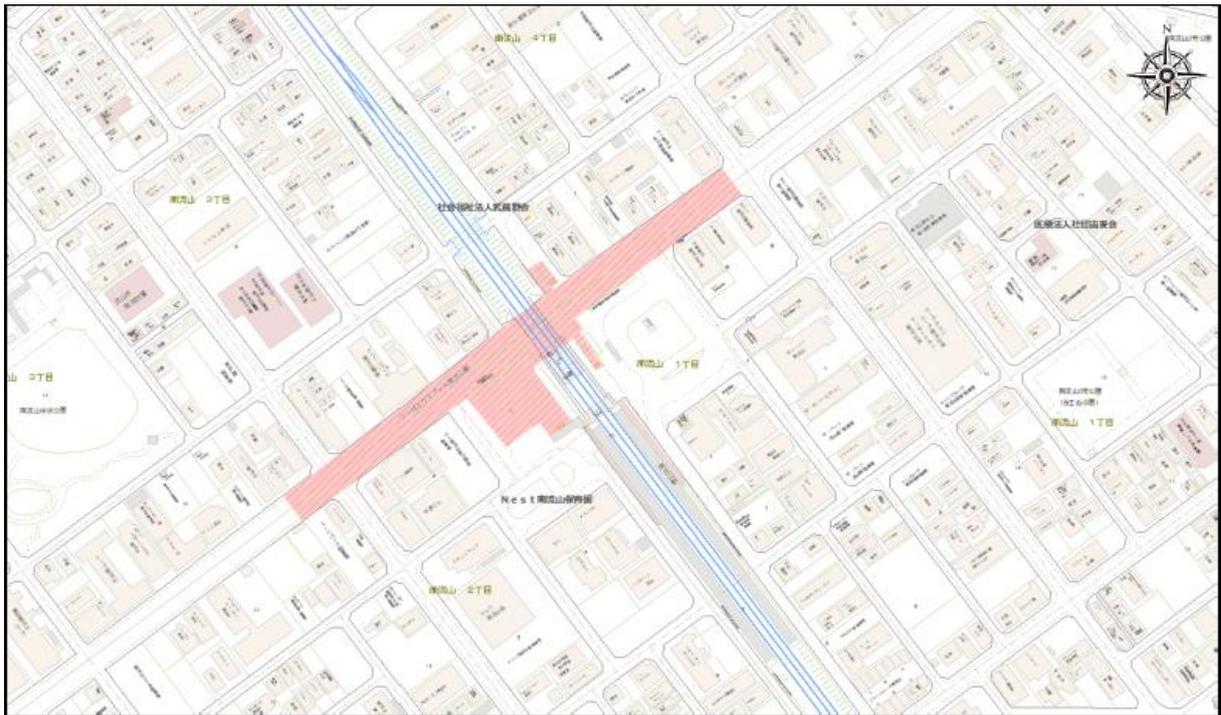
流山セントラルパーク駅（東葛病院）



愛友会記念病院



南流山駅



豊四季駅、スーパーベルクス



おおたかの森病院

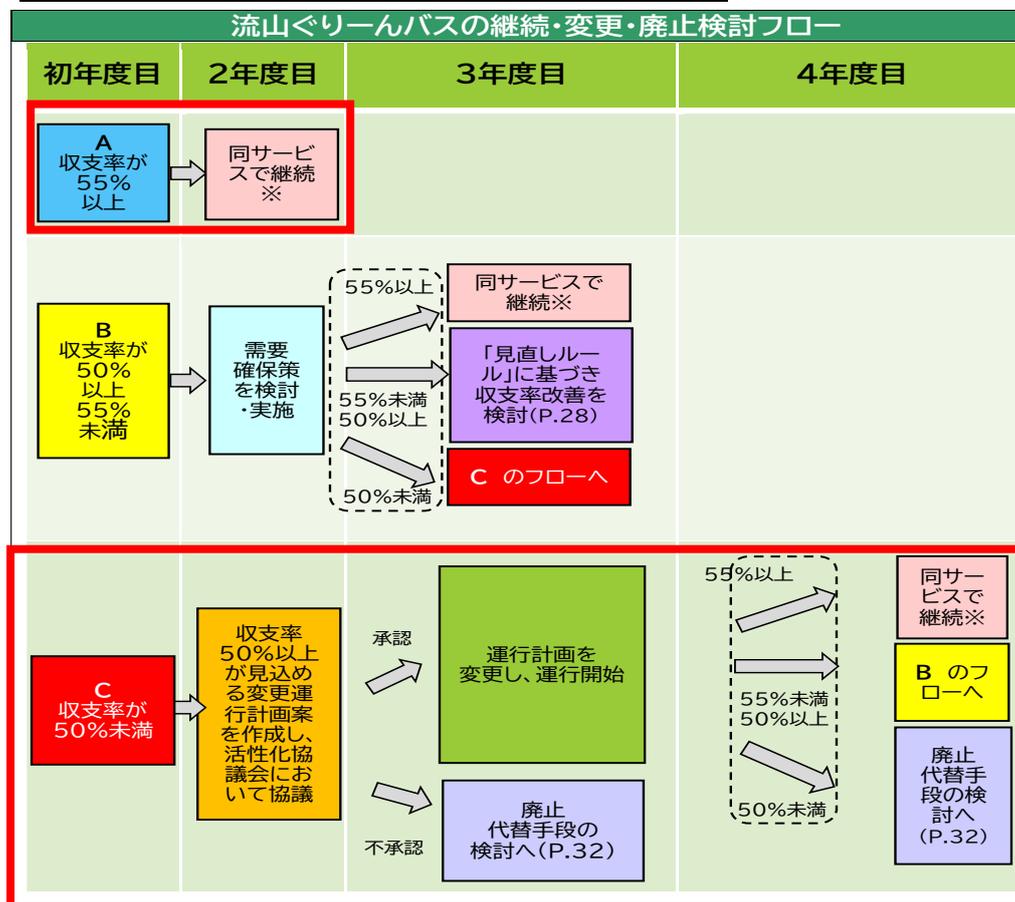


令和4年度流山ぐリーンバス事業報告及び 美田・駒木台ルートについて

1. 令和4年度利用状況・収支率等

ルート名	利用者数(人) (対前年度比)	運行経費 (円)	運賃収入等 (円)	収支率(%) (対前年度比)
江戸川台西	130,375 (+8,350)	24,207,000	17,786,143	73.5 (+14.1ポイント)
江戸川台東	126,337 (+18,519)	26,585,000	16,056,861	60.4 (+8.3ポイント)
西初石	111,743 (+4,205)	30,004,000	14,195,738	47.3 (+0.8ポイント)
美田・駒木台	101,486 (+17,058)	27,812,000	12,913,470	46.4 (+7.0ポイント)
松ヶ丘・野々下	260,157 (+30,292)	72,958,000	41,451,441	56.8 (+9.0ポイント)
南流山・木	102,512 (+9,750)	24,971,000	14,039,927	56.2 (+13.0ポイント)
全ルート	832,610 (+88,174)	206,537,000	116,443,580	56.4 (+8.4ポイント)

2. 流山ぐリーンバスの継続・変更・廃止検討フロー



(A) 収支率55%以上のルート

江戸川台東ルート、江戸川台西ルート、松ヶ丘・野々下ルート、
南流山・木ルート→同サービスで運行継続

(B) 収支率50%以上55%未満→該当ルートなし

(C) 収支率50%以下のルート

→西初石ルート

令和5年4月1日にルート変更。同サービスで運行を注視し、9月30日までの収支率を中間報告する。令和5年6月30日現在収支率49.5%

→美田・駒木台ルート

収支率50%以上が見込めるルートの変更計画案を作成し協議。令和5年6月30日現在収支率45.1%

3. 美田・駒木台ルートの運行計画の変更について

① 美田・駒木台ルートの収支率改善に向けての課題

- (ア) 流山おおたかの森駅付近の交通渋滞等により、定時性が確保できていない（令和4年度運休8便、市民からの遅延に係る問い合わせ、地域自治会から定時性確保の要望あり）
- (イ) 運行距離が長いため、40分で1便の運行となっており、他ルートと比べて1日の運行便数が少なく利便性が低い（23便）。

② 収支を確保するための見直しすべきこと

→流山ぐりんバス見直し基準の項目から以下について検討したい

(ア) バス停留所の変更

→停留所の削減

(イ) ルートの変更

→流山おおたかの森駅東口からの発着

駒木台・青田の一部ルートを変更しルート全体を短縮

(ウ) サービス水準の変更（運賃・運行本数・運行時間帯・運行日等）

→ルートを短縮した分運行便数を増加

土日ダイヤを作成し、運行経費を削減（早朝、夜の便の廃止）

③ 今後のスケジュール

今後の活性化協議会、運行事業者、地元自治会等などで協議し、第3回活性化協議会でルート（案）を示す。